

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則……………（職員厚生課）	1
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（商工金融課）	1
○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則……………（道有林課）	1
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………（出納局総務課）	1
○北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則を廃止する規則（障がい者保健福祉課）	2
訓 令	
○北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	2
○公宅料の算定基準の一部を改正する訓令……………（職員厚生課）	3

規 則
北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第19号 北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則 北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「公邸を」を「公邸（駐車場を含む。以下同じ。）を」に改め、同条第6号中「第1条の附属設備のうち、」及び「として職員に使用させるため道が設置したもの」を削る。 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第20号 北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条の5中「年1.10パーセント」を「年1.05パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月31日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号
北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則
北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。
第39条中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月31日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第22号
北海道財務規則の一部を改正する規則
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。
第175条第1項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。
第340条第2項、第341条第2項及び第342条第2項中「」と、「」を「の指名する職員」と、「」に改める。
第358条の2第4項中「価格は」の次に「、知事が別に定める場合を除き」を加え、同項ただし書を削る

別表第1中

「	精神保健福祉センター	
	身体障害者リハビリテーションセンター	
」		

を「

精神保健福祉センター	
------------	--

」に、

「

漁業研修所	
(教育庁本庁)	三岸好太郎美術館

」を

「

漁業研修所	
-------	--

」に改める。

別表第1の3中「

身体障害者リハビリテーションセンター 障害者職業能力開発校

」を

「

障害者職業能力開発校

」に改める。

第63号様式中「年 月 日」を「第 年 月 日」に改め、「㊦」を削り、「B4」を「A4」に改める。

第78号様式中「㊦」を削る。

- 附 則**
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第175条第1項、別表第1及び別表第1の3の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、平成23年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則による改正後の北海道財務規則第175条第1項の規定は、平成23年4月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。(北海道建設工事執行規則の一部改正)
- 3 北海道建設工事執行規則(昭和39年北海道規則第60号)の一部を次のように改正する。
別記建設工事請負標準契約書式第33条第6項、第41条第2項及び第3項並びに第46条第3項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。
(北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 附則第2項の規定は、前項の規定による北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置について準用する。この場合において、附則第2項中「北海道財務規則第175条第1項」とあるのは、「北海道建設工事執行規則」と読み替えるものとする。

北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第23号
北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則を廃止する規則
北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則(昭和27年北海道規則第222号)は、廃止する。

附 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令
北海道職員被服貸付規程(昭和41年北海道訓令第11号)の一部を次のように改正する。
別表中「電子工学科」の次に「システム制御技術科」を加え、「身体障害者リハビリテーションセンター」を削り、

靴	下	18	1	{ 身体障害者リハビリテ ーションセンターに限る。	を
浴場衣（上下）		1	1		
運動衣（上下）		1	1	{ 身体障害者リハビリテ ーションセンターに勤務す る者に限る。	
運動靴		1	2		
浴場衣（上下）		1	1		
水着		1	1		

「

靴	下	18	1		に、
運動衣（上下）		1	1		
運動靴		1	2		

」

「

保育士及び児童指導員	運動衣（上下） 予防衣	1 2	1 1	
	白衣（上下）	2	1	{作業療法士を除く。

作業療法士、理学療法士及び理療訓練員	運動靴	1	2	を 水 着 作業衣（上下） ゴム長靴 浴場衣（上下）
	水	1	1	
	運動衣（上下）	1	1	
	作業衣（上下）	1	2	
	ゴム長靴	1	2	
	浴場衣（上下）	1	1	

保育士及び児童指導員	運動衣（上下） 予防衣	1 2	1 1	
------------	----------------	--------	--------	--

める。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されている被服は、この訓令による改正後の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されたものとみなす。

北海道訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令

公宅料の算定基準（昭和60年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表を次のように改める。

地 域 区 分	1台当たりの額	
	整備駐車場	整備駐車場以外の駐車場
札幌市及び道外の市町村の区域	4,600円	2,300円
函館市（浜町、女那川町及び川汲町の区域を除く。）の区域	3,950円	1,950円
帯広市、苫小牧市、江別市、千歳市及び恵庭市の区域	3,500円	1,750円

小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市（阿寒町仲町、阿寒町阿寒湖温泉、音別町川東及び音別町海光の区域を除く。）、北見市（常呂町字常呂、留辺蘂町温根湯温泉、留辺蘂町旭中央、留辺蘂町旭公園及び留辺蘂町旭三区の区域を除く。）、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、紋別市、士別市（朝日町の区域を除く。）、名寄市、根室市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、伊達市、北斗市、江差町、倶知安町、岩内町、美幌町、斜里町、遠軽町（白滝の区域を除く。）、浦河町、新ひだか町、音更町、釧路町及び中標津町の区域	2,950円	1,450円
上記以外の道内の市町村の区域	2,700円	1,350円

（注）この表において「整備駐車場」とは、舗装その他の総務部長が定める整備を行った駐車場であって居住施設管理者が定めるものをいう。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。